千葉市告示第９０６号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年１０月２３日

千葉市長　　神　谷　俊　一

名　　称	所 在 地	廃止年月日
（診療所）		
医療法人社団汐風　きむらクリニック	千葉市美浜区真砂４－２－５　セザール検見川浜１階	令和７年８月31日
医療法人社団夢双会　幕張スタークリニック	千葉市美浜区幕張西４－２－１２　イオンタウン幕張西２階	令和７年８月31日
医療法人社団幸真会　皆川クリニック	千葉市花見川区宮野木台２－５－２２	令和７年８月31日
（歯科）		
金杉歯科医院	千葉市中央区富士見２－１２－２	令和７年８月31日
（薬局）		
本千葉薬局	千葉市中央区港町１８－１６	令和７年８月31日